茨城県東日本大震災復興緊急融資利子補給金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災(以下「震災」という。)により被害を受けた中小企業者の 復興を支援するため、茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資及び茨城県東日本大震 災復興緊急融資(以下「震災融資」という。)を受けた中小企業者に対し、予算の範囲 内において茨城県東日本大震災復興緊急融資利子補給金(以下「利子補給金」という。) を交付するものとし、その交付については茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規 則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによ る。

(利子補給金の交付対象者及び利子補給率)

第2条 この要項における利子補給金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。) 及び利子補給率は、次表のとおりとする。

交付対象者	利子補給率
1 平成23年3月18日制定の茨城県災害対策融資制度要項第5条に基づく	
融資条件等の特例についての第2(1)の規定により震災融資を受けた者	10/10
のうち、市町村等から震災により事業用建物が全壊したと判定された者	
2 平成23年3月18日制定の茨城県災害対策融資制度要項第5条に基づく	
融資条件等の特例についての第2(1)の規定により震災融資を受けた者	1/2
のうち,上記1以外の者	
3 平成23年3月18日制定の茨城県災害対策融資制度要項第5条に基づく	1/3
融資条件等の特例についての第2(2)の規定により震災融資を受けた者	1 / 3
4 平成23年5月23日制定の茨城県災害対策融資制度要項第5条に基づく	
融資条件等の特例についての第2アの規定により震災融資を受けた者の	10/10
うち、市町村等から震災により事業用建物が全壊したと判定された者	
5 平成23年5月23日制定の茨城県災害対策融資制度要項第5条に基づく	
融資条件等の特例についての第2アの規定により震災融資を受けた者の	1/2
うち,上記4以外の者	
6 平成23年5月23日制定の茨城県災害対策融資制度要項第5条に基づく	
融資条件等の特例についての第2イ又はウの規定により震災融資を受け	1/3
た者	

(利子補給の期間)

第3条 利子補給の期間は、震災融資を受けた日から3年後の応答月の約定日までとする。

(利子補給金の額)

第4条 第1条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日(初年度は震災融 資を受けた日)から12月31日までの期間(以下「利子計算期間」という。)につき、金融 機関に支払った利子(遅延損害金を除く。)に第2条に規定する利子補給率を乗じて得た 金額とする。

- 2 第2条の表第1項,第2項,第4項及び第5項の交付対象者であって,震災融資に係る施設及び設備に対して茨城県中小企業等グループ施設等災害復旧事業費補助金の交付を受けた者については,前項の規定による利子補給金の額から当該補助金の額に融資利率,並びに利子補給率及び利子計算期間の日数を乗じ365で除した額を控除した金額とする。ただし,本項で用いる利子計算期間の日数については,利子計算期間の起算日より当該補助金の交付が遅い場合は,交付日をもって起算日とする。
- 3 震災融資について、市町村から利子補給金の交付を受けることとなった場合は、前2 項の規定による利子補給金の額からその額を控除した金額とする。
- 4 前3項の規定による利子補給金の額について、1円未満の端数が生じたときはこれを 切り捨てる。

(利子補給金の交付申請)

- 第5条 利子補給金の交付を受けようとする者は、初めて交付を受けようとする年度の2 月15日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
 - (1) 茨城県東日本大震災復興緊急融資利子補給金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 第2条の表第1項及び第4項に該当する対象者については、市町村等から震災により事業用建物が全壊したと判定された罹災証明書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(利子補給金の交付決定及び交付)

- 第6条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があつたときは、規則第5条に基づき審査し、交付すべきものと認めた場合には交付の決定をし、茨城県東日本大震災復興緊急融資利子補給金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付の取消し等)

- 第7条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部若しくは一部の交付決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 震災融資を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
 - (2) 虚偽その他不正の手段により震災融資を受けたとき
 - (3) 震災融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
 - (4) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
 - (5) 規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

付 則

(施行日)

1 この要項は、平成23年12月20日から施行し、平成23年3月18日以降の融資実行分から 適用する。